# 食品の自主回収及び苦情相談等について（令和8年（2026年）8月分）

## （1）食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「自主回収報告制度（リコール）に関する情報」をご覧ください。

| | 届出日 | 商品名 | 健康への危険性の程度＊ | 回収理由 | 回収方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 8/17 | 菓子 | CLASS Ⅰ | 食品表示法違反：<br>アレルゲン表示の欠落 | ・販売店ホームページ、POP により周知<br>・郵送による回収、返金・交換対応 |

＊ CLASS Ⅰ：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
CLASS Ⅱ：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合
CLASS Ⅲ：喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

## （2）食品等に関する苦情相談

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。
令和８年(2026 年)8 月分の**令和8年熊本地震に関連する事例**の中から紹介します。

| | 相談内容 | 対応等 |
|---|---|---|
| 1 | 濁水発生時の<br>使用水の取扱い | 【事業者からの相談】<br>地震の影響で水道水や井戸水に濁りが発生した。調理や製造に使用してよいか。<br>【保健所の指導】<br>飲用適であることが確認されるまでは使用を控え、市販水等で対応すること、井戸水については水質検査により安全性を確認したうえで使用することを助言した。 |
| 2 | 地震後の<br>営業再開 | 【事業者からの相談】<br>地震の影響で休業した施設について、営業再開に当たり保健所の立入検査や手続きが必要か。<br>【保健所の指導】<br>営業再開に当たり特別な手続きや立入検査は不要であるが、設備・機器の点検、使用水の安全確認、保管食品の状態確認及び施設の清掃・消毒を行ったうえで再開するよう助言した。 |

## 災害時に備えて確認しましょう ～災害時の食品安全は、平時からの衛生管理の延長線上にあります～

令和８年熊本地震では、「濁水・断水時の対応」「停電時の温度管理」「食品の保管管理」などが課題として挙げられました。
これらは、HACCP に沿った衛生管理で日頃から確認しておきたいポイントです。
日頃から記録と確認を行い、非常時にも対応できる体制を整えておきましょう。

- ☑ 使用する水の安全性を確認する方法を把握していますか。
- ☑ 冷蔵庫・冷凍庫の温度を確認し、記録していますか。
- ☑ 食品の保管状況や期限を管理していますか。
- ☑ 異常時の連絡体制や対応手順を定めていますか。



熊本市保健所食品保健課